

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	上下水道部浄化センター	
契約締結年月日	令和6年10月23日	
修 繕 名	東部浄化センター2-1系最初沈殿池掻寄機整備修繕	
修 繕 の 概 要	2-1系最初沈殿池用掻寄機整備修繕 フライト F F U 50 t × 180 w × 4100 L サイクロ減速機 型式 HM1-21911B-T L	
契約金額 (税込)	金 1 6 , 5 0 0 , 0 0 0 円	
契約の相手方	株式会社日立プラントサービス 中部支店	
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>本設備は、最初沈殿池に沈殿した汚泥を掻き寄せる設備であり、経年劣化によりフライト板等が損傷している。本修繕は施工時に2池ある最初沈殿池の1池を停止させる必要があり、最初沈殿池の停止期間中は放流水質への影響が懸念されるため、停止期間を最小限に留める必要がある。</p> <p>株式会社日立プラントサービスは東部浄化センター2-1系最初沈殿池用スカムスキマー更新工事（以下「工事」という。）を受注した業者であり、本修繕と施工場所が同じである。さらに、工事でも最初沈殿池を停止させる必要があるため、工事及び修繕を同時に施工することにより、最初沈殿池の停止期間及び放流水質への影響を最小限に留めることができる。また、同業者は今回修繕設備と同形状の東部浄化センター2系最終沈殿池掻寄機の修繕を問題なく完了した実績もあるため、随意契約とした。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、上下水道部浄化センターです。